

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、翌日がと日)

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和四十七年五月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「申請書」を「申請書等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 鳥獣を駆除の目的で捕獲する場合にあつては、前項の申請書に、様式第四号の二による証明書及び様式第四号の三による依頼書を添付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が鳥獣の捕獲を依頼した場合は、証明書の添付を省略することができる。

様式第一号を次のように改める。

◆正誤 昭和五十年七月八日付鳥取県公報第四千六百六十一号中
訂正 昭和五十年八月十九日付鳥取県公報第四千六百七十三号中

規則

◆規則 次
する規則

◆告示 保険医の登録
保険薬剤師の登録

様式第1号(第2条関係)

※	狩猟免許番号	
---	--------	--

年 月 日

職 氏名 殿

写 真	住 所	
	電話番号	
	職 業	
	ふりがな	
氏 名	(印)	
生年月日	年 月 日 生	

狩 猎 免 許 申 請 書

下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第3条の規定により申請します。

記

- (1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類並びに乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者にあつては猟具の所持についての許可に係る許可証の番号及び交付年月日(該当する狩猟免許の種類及び猟具の番号を○で囲むこと。)

甲	網 1 むそう網	2 はり網(かすみ網を除く。)	3 つき網	4 なげ網
種	わな 5 くくりわな	6 はこわな	7 はこおとし	8 とらばさみ
乙	9 ライフル銃 (銃砲所持許可証第	号、交付	年 月 日)	
種	10 散 弹 銃 (銃砲所持許可証第	号、交付	年 月 日)	
丙	11 ガス銃 (銃砲所持許可証第	号、交付	年 月 日)	
種	12 空 気 銃 (銃砲所持許可証第	号、交付	年 月 日)	

- (2) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律又はこれに基づいて発する総理府令若しくは都道府県規則に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうか(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入しつつ、ある場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがないようになった年月日及び処分の内容を記載すること。)。

罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうか。	
年 月 日	処 分 の 内 容

(3) 猟獵保護及狩猟ニ関スル法律第8条第1項の規定により、狩猟免許を取り消されたことがあるかどうか(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合にはその年月日及び都道府県名を記載すること。)。

収入証紙はり付け欄
(消印をしないこと。)

狩猟免許を取り消されたことがあるかどうか。

年 月 日	狩猟免許を取り消した都道府県名

(4) (乙種の申請者のみ記入) 最近4免許年度のうち、乙種の狩猟免許を受けた場合は、その年度及び都道府県名(この申請先と同一の都道府県で狩猟免許を受けた場合は、そのうちの最近の年度のものをまず記入すること。これに該当しない場合は、住所地又はその他の都道府県で狩猟免許を受けたことを記入すること。)

年 度	
狩猟免許を受けた都道府県名	

(5) (4)が空欄の乙種の申請者にあつては、標的射撃を行った年月日及び射撃場名

標的射撃をした猟銃の種類(該当を○で囲むこと。)	ライフル銃	散 弹 銃	ガス銃
年 月 日			
射 撃 場 名			

(6) 職業分類(該当する番号を○で囲むこと。)

1 専門的、技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者	4 売從事者
5 農林業作業者	6 漁業作業者	7 採鉱・採石作業者	8 運輸・通信従事者
9 技能工、生産工程作業者	10 単純労働者	11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者
13 分類不能の職業	14 無職		

※ 備 考	
-------	--

- (注) 1 受けようとする狩猟免許の種類ごとに狩猟免許申請書を提出すること。
 2 獣猟者講習修了証明書若しくは狩猟者講習修了証明書を有することを証するに足る書面又は狩猟に関する知識を有することの認定書を添えること。
 3 最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ版の写真2枚のうち、1枚を所定欄にはり付け、1枚を添えること。なお、写真の裏面には住所及び氏名を記入すること。
 4 乙種狩猟免許又は丙種狩猟免許を申請する者が銃器を2丁以上所持しているときは、銃器の種類ごとに主として使用する銃器1丁の所持許可証の番号及び交付年月日を記載すること。
 5 ※印欄には、申請者は記入しないこと。

様式第1印「様式第2号」又「様式第2号（第3条関係）」とある。

様式第2印「様式第3号」又「様式第3号（第3条関係）」とある。

様式第3印「様式第4号」又「様式第4号（第4条関係）」と、「鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律第11条各号」又「鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律第10条の続獵禁止区域、同法第11条各号」とある。

様式第4印の次に、次の11様式がある。

被害者

に係る有害鳥獣による被害について、下記のとおり証明する。

年 月 日

市町村長 氏 名 国

記

被害場所	
被害農作物	
被害の程度	
駆除に関する意見等	

(注) この証明は、被害場所を管轄する市町村長から受けること。

様式第4号の3(第4条関係)

有害鳥獸驅除依賴書

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条の規定による有害鳥獣駆除のための鳥獣捕獲を下記により依頼します。

年月

三
七

四

15

- 2 1
被依頼者（別紙有書鳥獣駆除被依頼者名簿のとおり）
有害鳥獣駆除の内容

鳥獣の種類	
頭(羽)数	
区域	
被害時期	
被害農作物	
面積又は数量	
被害見込額	
依頼した理由	
駆除に要する経費	
弾薬代	
日当	
その他の	
計	
被依頼者に支払う経費	
被依頼者に支払う経費	

別紙

有害鳥獸驅除被依賴者名簿

(注) 区域欄は、鳥獣保護及狩猟二関スル法律第10条の鈍獵禁止区域、同法第11条各号に掲げる場所又は同法第14条の獵区が含まれるときは、その名称を記載すること。

(第三種郵便物認可) 昭和50年9月12日 金曜日

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第5条関係）」に改める。
 様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号（第6条関係）」に改める。
 様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号（第7条関係）」に改める。
 様式第八号中「様式第8号」を「様式第8号（第8条関係）」に改める。
 様式第九号中「様式第9号」を「様式第9号（第9条関係）」に改める。
 様式第十号中「様式第10号」を「様式第10号（第12条関係）」に改める。
 様式第十一号中「様式第11号」を「様式第11号（第13条関係）」に改める。

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年九月十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
藤 田 光 子	鳥薬第3110号	昭和五十年八月二十日

昭和五十年九月十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

昭和五十年七月八日付鳥取県公報第四千六百六十一号中次の箇所に誤り

7 昭和50年9月12日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第4680号 (第三種郵便物認可)

があつたので、訂正する。

頁 段 行 驟

十 上 終わりかへ11 烏取市東町一丁目220番地

鳥取県庁講堂 烏取市東町一丁目271番地

鳥取県庁第二庁舎大會議室

昭和五十年八月十九日付鳥取県公報第四千六百七十一号中次の箇所に點
りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 驅

上 終わりかへ11

法たく物

洗たく物